

条里遺構の面積を中心にしてみた古代の開発

——河内国を例にとって——

桑 原 公 徳

は し が き

拾芥抄に図示されている平安京でも、具体的には明らかでない部分がある。ましてそれ以前の都城については不明な点が多く、その規模構造を知るためには考古学的調査によらなければならない。現に平城京や難波京は発掘によって、そのかつての姿が明らかにされつつある。このようなことは、古代の開発について考える場合にもいえる。すなわち、古代中世の文献には、耕地に関するものはかなりあるが、文献だけでは地域的な広がりを明示してくれないことが多いから、具体的な姿を描くためには何らかの物的証拠を必要とする。ここに考古地理学⁽¹⁾の必要な理由がある。

古代の耕地に関する物的証拠は条里遺構といえよう。すなわち、古代の耕地研究における条里遺構は、都城研究における遺物と遺跡の役割をもっている。元来遺物・遺跡は人過去の人類の物的残存物^Vであるから、普通には現在の意味をもたない化石化したものをさすが、条里遺構は現在なお生命をもっているので、人・生・きた・遺・跡・Vというべきであらう。

本稿では条里遺構をこのようなものと考え、その分布面積と和名抄の田積、さらには現在の水田面積とも比較検討

し、古代における開発の様相を考えてみることにする。具体的な例として河内国をとりあげる。

一、遺跡としての条里地割の意義と問題点

I わが国の水田地帯には、条里地割の遺構がいたるところにみられる。その分布は畿内に密で、これから遠ざかるに従って疎となるが、南は串良⁽²⁾から北は秋田市⁽³⁾まで痕跡をとどめている。古代に施行された地割が、このように広範囲にわたって、姿ばかりでなく、今日の農業経営の中にその機能さえ受けつがれていることは全く驚嘆に値するといわねばならない。条里地割が施行後千有余年を経た現在になお生命をとどめている事実は、その施行技術がいかにすぐれたものであったかを推察させ、また土地に施した刻印がいかに持続性の強いものであるかを改めて認識させる。このように遺存している条里地割は、古代律令国家における政治・経済・社会のあらゆる分野にわたっての研究素材となり、地理学にあつても開発や集落などの重要な課題の研究に直接的な資料となっている。このことは条里遺構が古代社会の究明や地理学の諸研究に極めて重要な意義をもっていることを物語るものである。

II 条里地割の遺存は耕地地割の持続性の強いことを示しているが、しかし、部分的にはいろいろな原因による消滅や変形がある。氾濫による攪乱、侵蝕による削割や変形、堆積や沈下による埋没ないし水没、耕地整理や都市化に伴う消滅などがその主な要因であろう。条里地割がたび重なる氾濫によつて攪乱された例は各地にみられ、侵蝕による変形例は関東⁽⁴⁾において、堆積による埋没については庄川扇地⁽⁵⁾における報告があり、水没の例には近江国の霸流庄⁽⁶⁾をあげることができる。このように施行された条里地割はそのままの姿では残らず、そのあるものは消滅しあるものは変形しているから、現存する遺構のみを以つて古代耕地のすべてであるとみなすことはできない。従つて

古代耕地の広がりを知るためには、現在の非条里地域についても検討してみる必要がある。

われわれが条里を復原する場合は、まず現在の地割や関係地名を検出し、それを坪付文書と照合してはじめて完全とする。しかし、条里地割や数詞のつく条・里・坪地名が検出されれば関係文書がなくても、反対に関係の坪付文書があれば、例え現在条里遺構が不明確でも、条里施行の可能性を考えてよいわけである。また明治以降、都市化や耕地整理が行われたため、遺構や坪名の消滅した例が各地にみられるが、これなどは明治期の作成になる大字全図や切図が有力な資料となる。明治以前のこの種の地図は、多くが実測によるものだから、耕地の実状をよく示している。

従って都市化地区や耕地整理地区であれば、その図は旧耕地のハ遺構の実測図といえるのである。

また、条里地割の正確な復原には、現在の地割・地名のみから、或いは文書のみから推定する場合はもちろん、地割・地名・文書を照合した場合でも、道路水路の多少の転位は考えられるから、発掘によって古代のものを確認しなければならぬ。しかし広大な耕地に及ぶ条里の発掘は困難であり、例えば部分的にせよ畦畔水路の切断は至難なことであるから、何らかの土木工事の機会をまつほかない。だが、条里の発掘は、当時の土木技術や尺度の問題を対象とする場合には不可欠であるが、条里の施行範囲を対象とする場合は必ずしもこれを要しない。条里地割のうち、坪内部の境界は土地所有権の移動によって変更することはあるが、方一町の坪区画は灌漑を中心とする水田経営に深く根ざしたものであるから、よほどのことがない限り、これを区劃する水路・道路には大きな変化はなかったと考えられる。このことが、条里地割が今日までよく遺存している主因であり、われわれが古代の開発を研究する場合、その基礎的資料ないし物的証拠として用いるゆえんである。

二、文献にあらわれる田数

I 現在の景観に残っている条里遺構は、古代に耕地であったことを物語っているが、古代に施行された条里のすべてが残っていないし、当時の耕地のすべてに条里地割が施されたかどうかについても疑問である。従って、遺存している条里地割を算出するだけでは、古代の耕地の実態を把握することができない。そこで文献にあらわれる耕地面積との比較検証が必要になってくる。しかし、古代の耕地面積を載せる史料は、田租を経済的基礎とする律令時代であるが、残るものは極めて少なく、全国的な統計は平安期になってはじめてあらわれる。しかもその信憑性に問題があるから、取扱いには慎重であらねばならない。

文献にあらわれる田数の信憑性については、安藤広太郎⁽⁷⁾や村尾次郎氏⁽⁸⁾らの考証があり、筆者⁽⁹⁾も若干の検討を試みたことがある。その全国的視野からする詳論は別な機会に論ずる予定であるが、結論的にいえば和名抄巻五の田数などは、そのまま利用するには問題の箇所があるにしても、かなり信用のおけるものと考えている。以下河内国の文献田数を中心に述べる。

なお、古代に畑地も存在しているから、その検討も必要であるが、わが国の古代における耕地は水田が主体であり文献にも田または水田となっているものが多いから、本稿では一応畑地を問題にしない。また不勘田のことも農業経営上重要な問題であるが、今回は耕地の広がりを中心としてるので、これもとりあげないことにする。

II 河内国の田数をはじめて文献にあらわれるのは、和泉国との合計であるが日本後紀大同三年九月の条である。すなわち同書に、「大和国言。此国水田一万七千五百余町。河内。和泉両国一万七千余町。以此比^レ彼。多少無^レ異。

而班田使員。已倍^三兩國。伏請准^三河内等國。省^三使員數。除^三民之弊。許^レ之。⁽¹⁹⁾と記している。これは条文の後半にみられるように、班田使に関するものであるから、当時の実状に近い數値を示すものとみられる。されば、この一万七千余町は河内・和泉の兩國でいかなる割合にあつたであらうか。それについては和名抄⁽¹¹⁾の河内國一一、三三八町、和泉國四、五六九町とあるのが參考になる。この合計は大同三年の田數に較べて幾分少ないが、兩國の割合はほぼ和名抄の場合に同じであると考えてよからう。

さて、大同三年と和名抄の田數の差一、〇九三町はいかなる意味をもっているだろうか。これについては兩者の田數の基礎となつた資料が問題となる。本稿ではこの問題に立入る余裕がないので、ここでは河内國に関連した従来の考証を中心に若干ふれるにとどめる。この兩者の田數を取扱つた安藤広太郎氏は、日本後記の數値を「延暦年間の田積」と考え、「田數は時代の降るに従つて増加」すべきものだから、「和名抄の數字が延暦時代より以前のもの」を示しているだろうとし⁽¹²⁾、村尾次郎氏は、「國解の數(大同三年の田數)は確實不動のものであるから、和名抄に誤記(誤写に歸し得ると思う)があるとせねばならない」と断定し、さらに「河内は四桁の數字一を二とすれば」「ほとんど國解に一致する」と述べ、「和名抄田數の実年代を弘仁頃と推定」している⁽¹³⁾。

この兩説の根拠については検討すべき点が皆無ではない。例えば、安藤氏の時代が下るほど田數が増加するというのは一般的にいえることではあるが、旧大和川や淀川の下流域を領域にもつ河内國では、自然災害による或る期間の減少も考えられる。村尾氏にあつても、大同三年の田數を確實不動のものと断定している点は、たとえ班田使關係の記載であつても、これが大和の國司解であり、果して河内國の現実の田數によつたのか、過去の記録によつたのかはつきりしない。しかし、同氏の類聚國史などの検討から、和名抄の田數を弘仁期のもものと主張⁽¹⁴⁾されたのは卓見の

第1表 文献にあらわれる河内国水田面積の変遷

和名抄	13,605	町 (11,338)
掌中歴	13,605	町 (11,338)
伊呂波字類抄	13,172	(10,977)
拾芥抄	13,172	(10,977)
海東諸国記	22,916	(19,097)
節用集	13,088	(10,907)
町歩下組帳	15,885	(享保・延享の頃)
明治10年	19,077	()内は原典
明治39年	22,707	の数値<360歩
昭和4年	23,156	1段>

ように思う。ともあれ、結果的にみて和名抄の田数の基礎資料を、一方が延暦以前、他方が弘仁期のものとみる両氏の間には著しい差がない。筆者も和名抄の田数を、その編著年代よりさかのぼる時期、恐らく平安初期の資料に基づくものとする意見に賛成であるが、さらにその数値は奈良時代の概数をも示すものと考えている。

このようにみれば、和名抄と日本後紀大同三年の数値は、ほぼ同年代の田数を示すことになるが、実際には両者の間に約一、〇〇〇町歩の差があった。結局その差については、村尾氏が指摘した一と二の誤写の可能性があるが、なお自然災害や台地・低地の開拓などのことも考えられるから疑問点は残る。しかし、この差は河内・和泉両国にわたる面積の七〇程度であるから、今後全国を対象とする場合に再検討することとし、本稿では古代の文献田数を一応和名抄の数字を基礎に考えることにする。

編著年代は和名抄に次ぐが、村尾氏(15)によれば和名抄より確度の高い掌中歴(16)の田数は、河内・和泉両国とも和名抄と全く同じである。その他現在までに知られている田数を示せば第一表(17)の通りになる。このうち東海諸国記の田数は前後の關係から間違いとみてよからう。なお江戸中期及び明治・昭和期の田数をあげたのは、現在面積に占める古代耕地の比率を知るためである。

Ⅲ 第一表の田数のうち、郡別の数字が明確にわかるのは明治一〇年以降である。従って、それ以前の水田の地域的広がり

や、開発過程の地域的相違などの重要な課題を考えるためには、一国の全田数を郡別に配分してみる必要がある。もちろん、こうした操作を正確に行うことはできないが、たとえ仮定の数値であっても、次節で問題とする条里地割の分布面積を検討する場合の一つの資料として無益ではあるまい。

ここで河内国の古代文献田数Ⅱ和名抄田数を郷別に配当するのは、和名抄の郷数からである。和名抄の郷は、これを考証した池辺弥氏⁽¹⁸⁾によれば九世紀前半のものと考えられている。しかし、郷はその性質上、資料がこの時期のものであっても、かなり遡る時代の状態を類推してもよからう。例えば、既に沢田吾一氏⁽¹⁹⁾は、各国風土記や続日本紀など奈良時代の文献にあらわれる郷を和名抄のそれと比較して、両者の間には辺鄙な地方を除いて大差がないことを述べている。

以上のように、和名抄の田数及び郷が、奈良時代まで遡る古代の状態を示すものと考え、その両者の関係から河内国の古代における旧郡別の田数を算出してみる。田数を総郷数八〇で除した商、すなわち一郷当り平均田数一四二町(三百歩一段に換算して約一七〇町)を、各郡の郷数に乗ずれば第三表Bの通りである。この郡別の田数は機械的に算出した仮定の古代田数であり、それぞれの郡或いは郷については検討してみなければならないが、それは必要に応じて後節でふれることにする。

三 条里遺構の分布面積

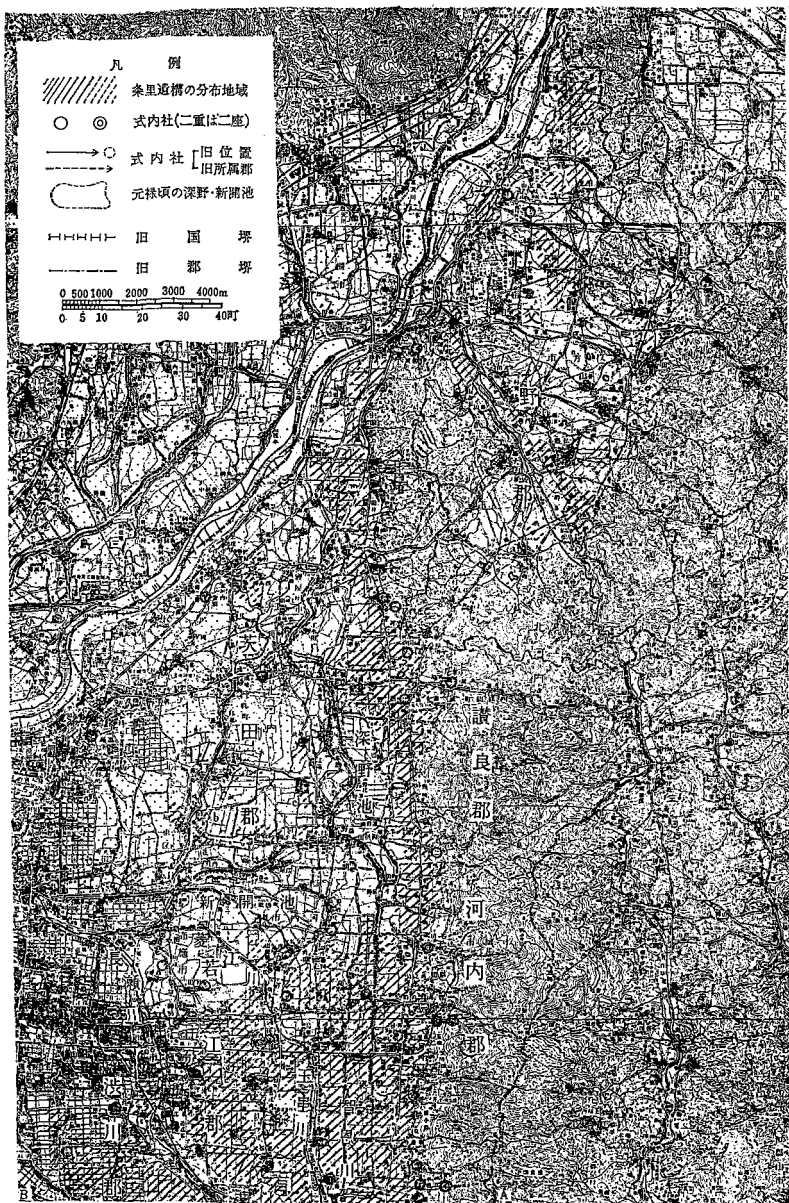
I 班田収授法を円滑に行うために施行されたいわゆる条里制は、その施行法が当時の記録に残っていない。しかし、この土地区劃法は六町間隔の縦横の道路・水路で大きく劃し、それが一町間隔の縦横の小径・溝で三六箇の坪に

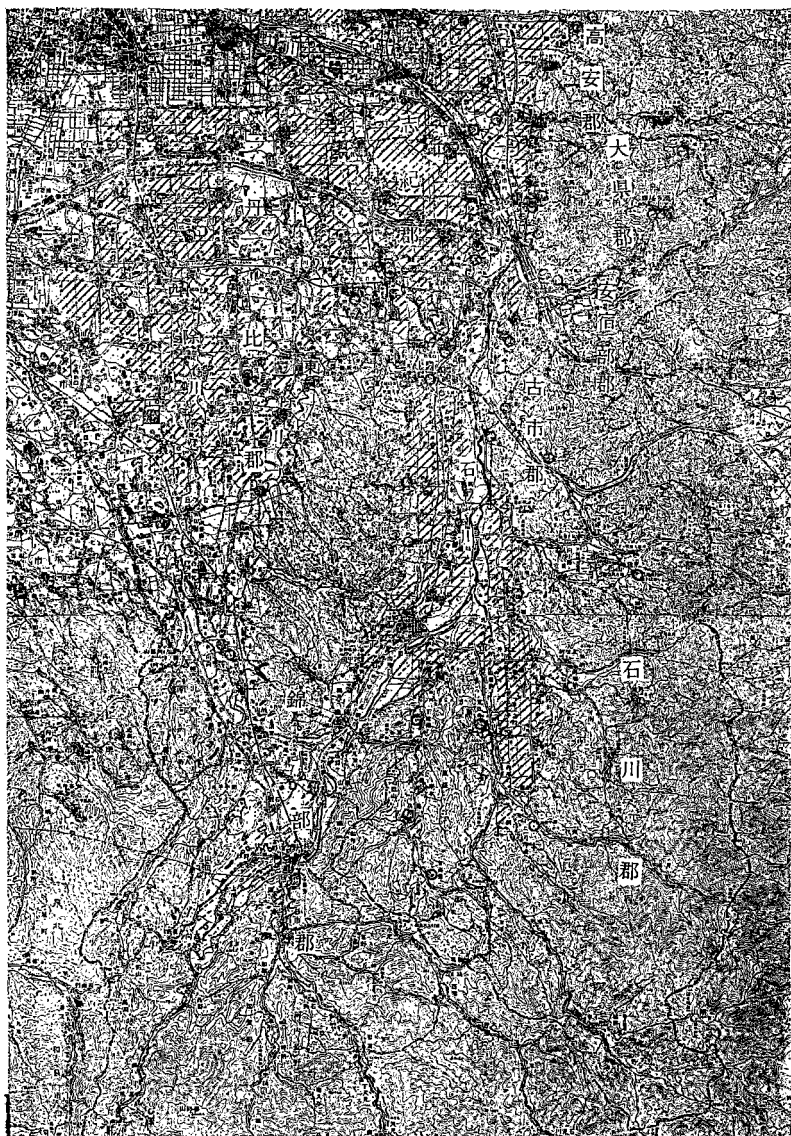
区劃され、それぞれの坪が更に一〇等分されたものと考えられている。従って、このような土地区劃があれば、大体条里が施行された地域とみてよいが、中世以降の開拓地に類似のものが無いとは断定できないし、さきにふれたように消滅・変形もあるから、その施行面積を正しく算出することは至難なことである。だから従来かなり多くの研究者によって、各地の条里が確認されながら、いまだその国単位の分布面積については算出されることがなかった(20)。

幸い畿内及びその周辺は、条里研究も比較的進み、その遺構も明瞭なところが多いから、こうした算出には恵まれているといえよう。畿内のうちでは、現在の資料からみれば、大和・近江などの盆地国がより容易で、摂津、河内のように地形の変化や都市化の激しい地域では算定に困難さがある。このような点からすれば、最初のサンプルとしては大和国をとりあげるのが適當であるが、調査の都合もあつて、まず河内国において試みることにした。条里面積の算出に先立つて、この国の条里研究の実情を概観しておこう。

II 河内国の条里研究は、大きくは井上正雄、天坊幸彦、大越勝秋の三氏によって順次推し進められてきたといえる。井上氏の場合は、条里を対象とする研究ではなく、大阪府全志(21)の中で一〇余か所の大字の条里にふれているにすぎないが、当国における条里研究の先驅をなすものとして最初にあげるべきであろう。とくに同書に掲載する数詞字名の連続して遺存する池島・市場・福万寺・上島の字区画図は著名である。天坊氏は撰・河・泉にわたる歴史地理研究を行ない多くの業績(22)を残したが、条里についても多数の古文書を用いて考証している。氏の河内国における条里の呼称法には誤り(23)や疑問点があり、研究地域の空白も多いが、河内国の各郡にわたって条里呼称や坪並を考証して労作を残した功績は高く評価されなければならない。

大越氏は井上・天坊両氏の研究成果を基礎に、更に広範囲な実地踏査を行ない、河内国全域の条里を集大成された。





第1図 河内国における条里遺構の分布

同氏の業績は「河内国条里制關係史料」(24)にはじまり、摂津・和泉両国に関する同種の書(25)の刊行や遺存坪名帳(26)など、条里研究の基礎的資料集を精力的に刊行したこと、及び連続する数編の論攷(27)で多くの問題を解明したことにある。この三氏の他にも二・三の研究や資料的なものはあるが省略する。

以上にふれた三氏の業績、とくに大越氏の研究によって、河内国の条里については完成された感がある。しかし、大和国でもそうであるように、問題はまだ数多く残っている。本稿は条里制そのものを対象としていないので、問題の提起は省くことにするが、地理学から条里を取扱う場合、まず地割の分布範囲を具体的に明らかにすることが基礎的作業である点からすれば、正確な地割分布図の発表がないのは遺憾である。だが大越氏の場合はなお研究を続けておられるので、今後の成果が期待される。

Ⅲ 河内国の条里研究についてあらまし述べたが、今までの業績をつなぎ合せても、筆者が一つの課題としている条里遺構の面積を知る直接の資料とはならない。従って、新たな資料に基づいて算出する必要がある。そこで河内国では、「大阪府航空写真図」(28)を基礎資料として用いることにした。この図では都市化に伴う条里の消滅部分が相当あるが、現在耕地の部分には農道のほかに主要な畦畔の描写があるため、条里地割の検出には便利である。都市化した部分と耕地整理地区については、明治四一年の二万分ノ一仮製図や市役所、町役場、法務局などの地籍図も参照することにした。

面積の具体的な算出に当っては、まず旧郡を単位として、Ⅰ項で述べた典型的な坪を数え、つぎにその周辺にあつて河川や池沼その他により一坪に満たないものの面積を測り、それらを合計する方法をとった。その結果は第二表に掲げた通りであるが、集計単位である旧郡の境界は、明治二二年の町村制施行当時のものを基礎(29)としている。従

って、それ以前の郡界変更を検討する必要があるが、明治前期の郡名、その数については、丹比郡の分割⁽³⁰⁾を除いて延喜式、和名抄と同じで、著しい変化はなかったものと推定される。しかし、局部的には変化の明らかところもあるから、その主な箇所については次節でふれることにする。なお第二表には比較資料として、大阪府統計書⁽³¹⁾による郡別総面積を載せている。

四 条里の分布面積の検討 (一)

I 河内国に遺存している条里地割の分布面積（以下条里面積という）は、第二表で示したように八、四八五町歩⁽³²⁾である。これは和名抄の田数（古代文献田数）一三、六〇五町歩（三〇〇歩一段に換算）の六二％、明治一〇年の田数一九、〇七一町歩の四四％に相当する。次にこの三つの田数のそれぞれを比較することによって条里面積を検討し、あわせて古代の河内国における耕地の広がりを考えてみようと思う。

まず条里面積と和名抄の面積と比較してみると、讃良・河内・淀川・石川・丹比の諸郡は両者が近似し（八〇％以上）、茨田・大県・安宿部・古市・錦部の諸郡は、前者が後者に較べて四〇％以下である。この比較では、条里面積の少ない方が問題になるので、このグループの諸郡について検討してみよう。さきの六郡のうち、茨田郡は淀川と旧大和川の氾濫地域であるから、条里の攪乱或いは埋没が考えられる。錦部郡の場合は、総面積は広いが郷数は全郡中最少の二郷にすぎず、いわば人口稀薄な山地郡である。このような山地では、郷の戸数Ⅱ人口が少くないために現実の耕地が少なかつたか、または耕地に狭小な山田が多いために条里地割を施さなかつたか、或いは傾斜耕地であるために条里耕地の多くが埋没ないし削剝されたかのいずれかであろう。

第2表 郡別の条里面積と明治期の水田面積

郡 名	A. 郷 数	B. A×170	C. 条里面積	D. $\frac{C}{B}$	E. 明治10年	F. $\frac{C}{E}$	G. 総面積
		町	町	%	町	%	町
交野	6	1,020	525	51	2,590	20	6,798
讃良	5	850	680	80	1,390 (-301)	49 (62)	3,225
茨田	8	1,360	430	32	3,470	12	4,442
若江	7	1,190	928	78	1,514 (-241)	61 (73)	3,334
河内	7	1,190	1,152	97	945	122	2,335
高安	4	680	368	54	360	102	1,075
大県	6	1,020	83	8	260	32	995
波川	5	850	745	88	835	89	1,744
志紀	8	1,360	865	64	634	136	1,132
安宿部	3	510	59	12	166	36	448
古市	4	680	210	31	346	61	985
石川	4	680	631	93	1,339	47	4,255
錦部	2	340	128	38	1,423	9	3,726
丹比	11	1,870	1,681	90	3,788	44	6,871
合 計	80	13,600	8,485	62	19,071	44	41,365

() 内は新田面積 (田のみ)

この二郡に対して、残りの大県・安宿部・古市の三郡は事情が違ふ。著しい低湿地でも山岳地帯でもないのに、和名抄面積に対する条里面積の割合は、さきの二郡よりさらに低く八〇三・一％にすぎない。こうした結果になったのは和名抄の郷数が多いことに原因がある。三郡の和名抄面積が明治一〇年のそれより多いことがその事情を説明している。また第二表でよみとれるごとく、総面積に対する郷数の割合もこの三郡は高い。従って、若し和名抄の郷に誤りがなければ、この隣接三郡は人口稠密であつたといえ、さらには非農業的集落が発達していたのであろう。

と考えられる。このことは藤岡謙二郎博士が述べられたように、国府付近は先史時代から交通・文化の中心地域をなしていたこと⁽³³⁾、及びさきの三郡が式内社・国分寺・総社などから設定された河内国の古代文化地域に含まれていること⁽³⁴⁾などによって説明できそうである。

要するに大和川とその支流石川の合流点付近は、難波から大和に入る門戸に当り、また生駒山地西麓を南北に走る道路(後の東高野街道)がこれを横切っていて、河川・道路交通の要衝をなしていた。こうした地理的位置がこの地域に国分寺(安宿郡)・国府(志紀郡)を置くことになったと思われる。国府・国分寺の存在は一国の政治・文化の中心地域であったことを物語るに十分であるが、その所在地にはこれに付随した非農業的人口が相当居住していたはずである。その他この地域の非農業的集落としては、古市郡古市郷が、日本書紀雄略天皇十三年の「餌香市」⁽³⁵⁾に比定される市場集落であり、大県郡津積郷が、延喜式の津積駅⁽³⁶⁾に関連した交通機能をもった集落であったことが推定される。他方、この大県郡は郡総面積に対して郷数の最も多い郡であるが、六郷のうち加美・巨麻・鳥取・の三郷は生駒山地にある。この三郷の考証は吉田東伍博士と井上正雄氏では違っているが⁽³⁷⁾、いずれも大和川に沿って大和の竜田・王寺に出る山越えの通路に位置する点では共通している。古代の先進地域であれば、この種の山地に集落が発達するのは不思議ではなからう。

このようにみると、古代の中心地域にあった三郡の当時における耕地面積は、郷数から算出したそれより遙かに下廻るはずである。従って他の郡の和名抄面積は表に示した数字より増加することになる。

Ⅱ つぎに条里面積と明治一〇年の水田面積を比較してみよう。河内国全体では前者が後者に対する割合は四四％である。しかし、郡別にみるとその比率はかなりの相違がある。すなわち、河内・高安・志紀・淡川の各郡は両者が

近似するのに対し、交野・茨田・大県・安宿部・綿部・丹比の諸郡は著しく明治の面積が多い。前のグループのように条里面積の割合が高い諸郡は、古代に開発が進んだ地域とみなすことができる。これは現在の地理的諸条件からみてもうなずける。さきにあげなかった讃良郡は明治の面積のうち約三〇〇町歩、若江郡では二四〇町歩余が近世の新田(水田のみ)⁽³⁸⁾であることを考慮すれば、条里面積の割合は高くなる。また古市郡の場合も旧古市村菅田が志紀郡から、旧駒ヶ谷村駒ヶ谷・飛鳥が安宿部から、同村大黒が石川郡からそれぞれ編入⁽³⁹⁾したものとすれば、これらの付近には条里遺構が多くないのに明治の面積が少なくなるから、古代の開発率は高くなる。

本項でもⅠ項と同じように、条里面積に対して明治のそれが著しく大きい郡が問題であるから、このグループの諸郡について検討してみる。さきにあげた六郡のうち、Ⅰ項の条里面積が和名抄田数より少なかった郡とダブるのは茨田・錦部・大県・安宿の四郡である。この中で低湿地と山地に占める前の二郡は、Ⅰ項で述べたことがここでもいえるよう。これに対して後の二郡は、さきにふれたように交通的位置に恵まれた古代の中心地域を占め、かつ錦部郡のよるな山地でもないから、古代耕地の比率は高いはずなのに事實はそうではない。これは緩傾斜地の開発時期も問題となるが、大和川及びその支流に沿って分布する非条里水田の方がより関係しているように思える。両郡の水田面積は明治一〇年でもわずかに一六〇余町歩と二六〇余町歩にすぎないから、大和川・石川による部分的攪乱でも大きく影響することになるのである。

前項で問題とならなかった郡で、本項において注目される郡には交野・丹比の二郡がある。このうち、交野郡は淀川左岸の低湿地を含む点で茨田郡に似ているが、一方枚方台地の古代における開拓⁽⁴⁰⁾いかんが問題となる。丹比郡の場合は、向野・埴生野・大饗野・大野など、野のつく地名の分布によって知られるように、洪積層の丘陵地が多く、

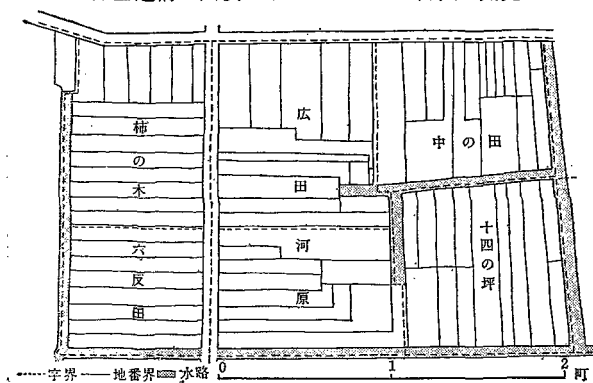
後世の開拓による増加が考えられる。因みに明治二二年町村制施行前の旧村中、新田名のつくものを数えると一九村ある(41)。

五、条里の分布面積の検討 (二)

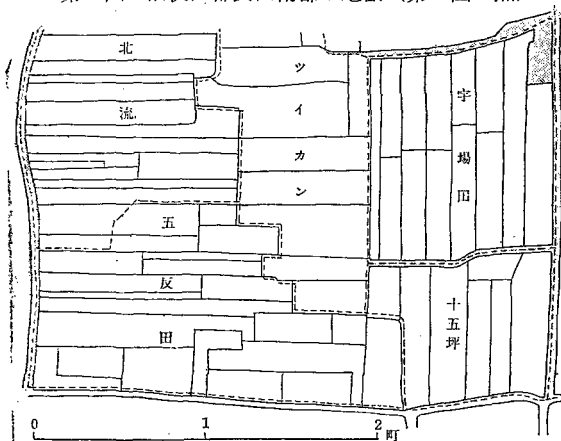
——とくに低湿地と山間部の場合——

I 前節において、条里面積を和名抄及び明治一〇年の面積と比較し、前者の割合がとくに低い郡について若干検討してきた。しかし、いままでの説明では実証する面に欠けており、とくに茨田郡に広くよこたわる低湿地や錦部郡の狭小な谷底平野には、古代に開発——条里施行——されたのか、されなかったのか、といったことにはふれていない。こうしたことの解明は至難なことであるが、河内国の古代の開発を考える場合には極めて重要なので、この問題について今少し検討しておきたい。

はじめに、郡域に低湿地を多く含む茨田郡についてみる。当郡の大部分を占める淀川と寝屋川に挟まれた地区は標高七・五メートル以下が多く、さらに二・五メートル以下もかなり分布している。この地域を含む大阪平野の発達については伏見義夫氏⁽⁴²⁾、藤岡謙二郎博士⁽⁴³⁾らの研究があるが、藤岡博士によれば、先史時代にあつては少なくとも五メートル等高線でかこまれる部分は江湾地帯をなしていた。歴史時代に入っても、この付近一帯は常に水害になやまされていたことが六国史によつてうかがえる。またかつての江湾は、貞享二年の洪水で埋まり、宝永元年大和川の付替を契機に新田化した深野地・新開池⁽⁴⁴⁾にその名残りをとどめていたこともよく知られている。こうした状態にあつた茨田郡において、条里面積が少ないのは当然である。しかし、同郡の条里施行地域が果して香里丘陵西側の旧



第2図 旧茨田郡安田南部の地割 (第1図a点)



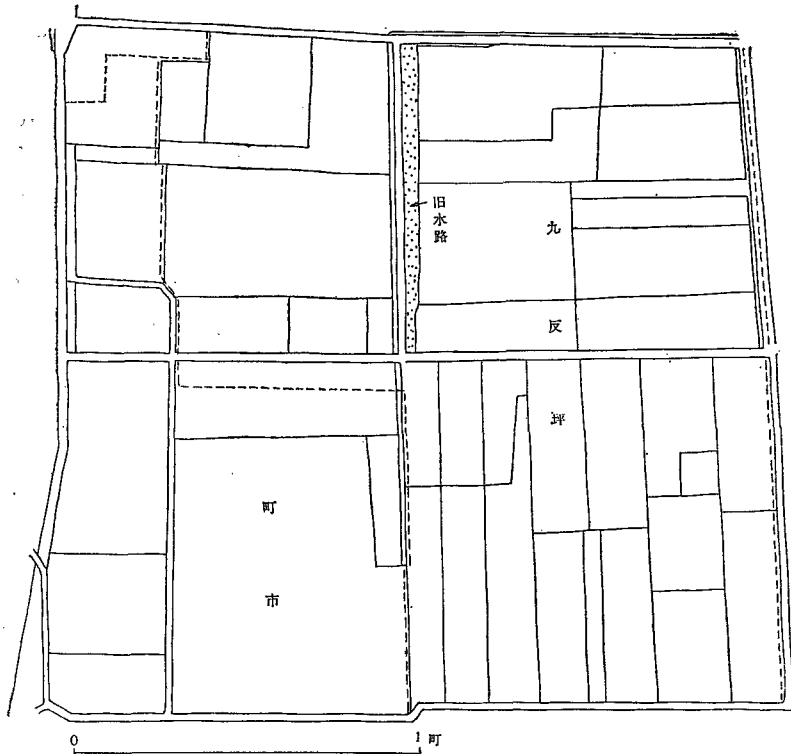
第3図 旧茨田郡大宮東北部の地割 (第1図b点)

蹠蛇・友呂岐村付近のみであつたかは問題である。

まず、和名抄の郷数八からして、条里面積の四三〇町歩では、あまりにも少なすぎる。また八郷のうち、さきの条里の分布地域に比定されるのは三郷で、他はいずれも低湿地に分布している⁽⁴⁶⁾。式内社も郷数に較べて少ないが、五社のうち三(四社⁽⁴⁶⁾)が低地に分布する。もちろん、それらの立地は自然堤防を利用しているが、郷及び式内社の分布状態は、古代の集落が現在の低地

帯に発達していたこと、従つて耕地の開発もそれに伴つて行われたであらうことが考えられる。若しそうであつたとすれば、かかる低地帯の耕地に条里地割を施したかが次に問題とされねばならない。

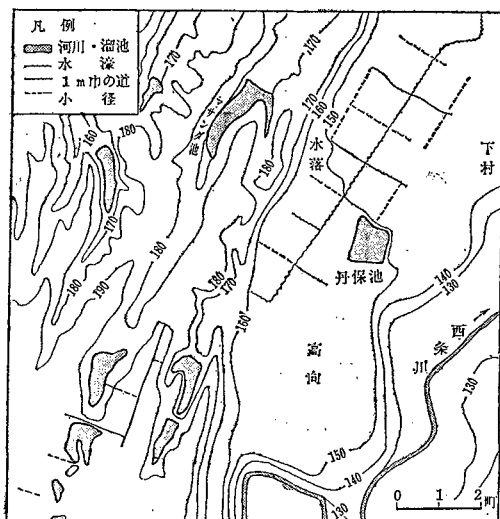
II 三節で行なつた条里地割の検出において、茨田郡に遺存する明瞭な遺構は香里丘陵の西側の水田地帯のみであつたが、類似した地割は、旧九箇荘・四宮・南郷・古宮・諸堤の各村に部分的に散見された。その



第4図 旧讃良郡御領東南部の地割（第1図c点）

具体的位置は第一図に示したように、主に寝屋川と古川に寄り沿うた地帯で、この両川と淀川の三川の中間部にはみられない。一方条里地割の散見する地帯には小字地名に坪のつくものが各地にみられる(47)。この坪名の中には条里施行を認めさせる積極的な意味をもたないものも多いが、旧古宮村の「十四の坪」、「十五坪」などはその証拠となりそうである。そこでこれら坪名のある箇所の一三をより詳しい地籍図や三千分の一図によって観察してみる。

さきの数詞坪名のあるのは大阪市城東区に属するが、町村制施行当時には茨田郡古宮村大字安田・大宮に含まれている。この地区については城東区役所に小字名と対照できる地籍図がないので、茨田支所保管の資料(48)を利用した。これによる「十四の



第5図 西条川河谷(錦部郡)の条里

坪」と「十五坪」は第二・三図の如くで、阡陌の方位は典型的条里区と若干異なるが、地割形態及び小字名から、条里地割とみなし得ると思う。航空写真図によって標高をみれば、「十四の坪」付近は二、三メートル、「十五坪」付近は二、一メートルであり、東方の大東市新田地区に較べて高い。第四図はさらに東方に位置する大東市御領の地籍図(49)の一部である。この部落は町村制施行当時は茨田郡南郷村の一大字であるが、明治十九年までは讃良郡に属していた(50)。付近は旧深野池に近接する標高〇・五メートルの低地であるが、「七反坪」付近には条里遺構と認められる地割が分布している。

これらの地割を条里遺構と認めるならば、北河内の低湿地においては現在の標高〇・五メートル付近まで条里地割を施したことになる。さきにみたように古代村落が低地に発達していたことと合わせ考え、かかる低地における条里施行は是認されてよいと思う(51)。だがこの場合、深野池・新開池が元禄の頃まで存在していたことが問題にされる。当時の両池の規模は元禄の絵図(52)や益軒の南遊紀行(53)によって知ることができるが、伏見義夫氏は大阪市史に元禄の絵図を資料として記述したと思われる両池の大きさについて、「斯の如き小地域ではなく……さらに西方に延び、今日の高度未だ二・五米に達しない……低地の悉くを含んだ大湖」(54)であったと批判されている。また北河内平野は、明治期か

ら現在に至るまでの地形図に湿地の記号が各地にある。これらのことから、時代がさかのぼるほど湖沼は大きかったと考えられているようである。

しかしながら、過去ほど低湿の度合が著しく、従って湖沼もよほど大きかったと一概に考えることは危険である。歴史時代になれば、時代の降るに従って低湿化する現象も、川床の上昇や、堤防の発達によって起っている⁽⁵⁵⁾。河内北部の平野にも、ある程度こうした現象があったのではないかと考える。少なくとも、旧深野池の周辺には北条、雁屋、御領などに条里ないし条里的地割が存在し、旧新開池の周辺には中新開、本庄、安田などに同様な地割や坪名がみられるから、古代におけるこの両池は江戸時代よりそれほど大きくはなかったと思う。これは昭和七、一六年に干拓された巨椋地の湖岸近くまで条里地割がみられるのと似ている⁽⁵⁶⁾。もちろん、だからといって北河内一円に条里が施行されたと考えるのではない。古代の郷や現代の集落が、淀川・古川・寝屋川に沿って発達しているように、古代の耕地もまたこれら河川に沿った幾分高い地帯が開発され、各河川の間部には未開の低湿地ないし沼沢地が存在していたと考える。

Ⅲ つぎに郡域の大部分を山地が占める錦部郡についてみる。さきにふれたように本郡の総面積は広大であるが、和名抄の郷は一四郡中最少の二郷にすぎず、式内社にいたっては皆無である。郷数の少ないこと、すなわち戸数が少なく人口が稀薄であることは、郡域の大半が一〇〇メートル以上の山地であり、河谷平野も石川の本流のほか殆んど発達をみない地形的条件にあつては当然といえる。従つて、明瞭な条里遺構が石川郡に接する河谷平野の極く一部のみに検出されるのは必然の結果である。しかしながら、その面積だけでは河内国一郷当りの平均耕地にも足りないから余戸を含む二郷でも、古代の耕地はもっと存在したことが考えられる。このように予想して、石川の上流やその支流

域をみると、旧高向・三日市・長野・市新野の諸村において、一町四方の耕地区画の小集団が断続的に分布しているのが注意される。本郡においては甲田以南に数詞坪名はないが、おそらくこれらは条里地割と考えてよく、さらにこの種地割を加えても条里面積は一二八町歩にすぎないから、ほかに消滅した条里地割の存在も傾斜地の多い当郡においては考えることができる。錦部郡におけるこうした例は、山間地域の小河谷平野にも条里地割の施行を推察させる。もちろん、明治一〇年の面積に対する条里面積の割合が一〇%弱、同じく和名抄面積のそれが三八%という数値は、かかる山間部では中世以降の開発も盛んであったことを物語っている。

むすび

古代における開発の様相を、より実証的に把握する意図から、条里遺構の分布面積を算出し、それと文献にあらわれる田数を比較してきた。この比較は、条里遺構は古代耕地を示す証拠Ⅱ[・]Ⅲ[・]Ⅳ[・]Ⅴであるが、それには消滅したものもあるため、他の資料と対比して見る必要があったからである。他方、古代の耕地を文献のみによれば地理的分布を明らかにすることが困難であるから、いずれか一方のみにたよる研究は十分でない。このような観点から、また、より具体的なものとするため、河内国を例にとり、その旧郡を単位として、条里遺構面積と和名抄及び明治一〇年の各面積を比較検討した。その結果からみる各郡の開発状況は第三・五節の通りであるが、これをまとめると次のような四つの型に分けることができると思う。

A 条里面積と和名抄及び明治一〇年面積がほぼ近似している郡。すなわち、古代から開発が進んでいた地域。例

―河内・洪川・(若江)・(讀良)。

B 条里面積と和名抄面積が近似し、明治一〇年の面積が多い郡。すなわち、中・近世に開発が盛んであった地域。例―丹比・石川。

C 和名抄面積が条里及び明治一〇年面積よりかなり多い郡。すなわち、非農業集落の発達した古代の中心地域。

例―大県・安宿部・古市・高安・(志紀)。

D 条里面積が和名抄及び明治一〇年面積より著しく少ない郡。すなわち、条里地割の攪乱、消滅が予想される地域。例―茨田・錦部・交野。

△ 明治一〇年がとくに多い場合は、中・近世の開発も多かったこと、すなわち、B型の性質をもつことになる。右の三郡はこれに属する。

河内国を旧郡単位に検討した結果、以上のような型に分けたが、さらに多くの他国における事例を研究して必要がある。また、本稿でも旧郡界の問題、中世、近世の開発、その他より多くの資料によってさらに検討しなければならないと思っている。だが、今回の資料処理を通じて、現在の低湿地や山間の狭小な谷底平野のかんりの部分が、古代に開発―条里施行―されたであろうということは強調してもよいと考えられる。

付記 摺筆に当り御指導を賜った藤岡謙二郎、西村陸男、谷岡武雄の三先生に対して、調査の節に便宜を与えられた関係諸機関の各位と共に、衷心より謝意を表する次第である。

註

(1) 藤岡謙二郎 ①「河内平野と大和盆地、その考古地理誌への一叙述」(立命館大学論叢第二輯歴史地理篇 第一号 昭和十六) ②同「考古地理学とその課題」(『近畿古文化論攷』所収 昭和三七年)

(2) 谷岡武雄『平野の地理』(昭和三八) はかに米倉二郎 条里の南限―肥後、大隅の条里(史学研究 六六 昭和三二)

- (3) 虎尾俊哉「秋田市北部の条里遺構―条里制施行の北限設定の試み―」(日本上古史研究 三九 昭和三五)
- (4) 柴田孝夫「条里の変形についての若干の考察―主として埼玉県熊谷付近及び見玉付近の条里について―」(人文地理 一一 一三 昭和三四)
- (5) 西村嘉助「庄川扇状地の発達と人間の居住」(広島大学文学部紀要 一三 昭三三)
- (6) 谷岡武雄博士の御教示に依る。同博士の条里研究や絵図を基礎にして考証したものに、弥永貞三「集落と耕地(その二)―近江国水沼村霸流村―」(『奈良時代の貴族と農民』所収 昭和三一)
- (7) 安藤広太郎『日本古代稲作史雑考』(昭和二六)
- (8) 村尾次郎『律令財政史の研究』(昭和三六)
- (9) 桑原公徳「日本古代の耕地に関する数量的研究」(昭和三七年日本地理学会春季大会研究報告要旨)
- (10) 日本後紀 卷十七
- (11) 和名抄 卷五
- (12) 安藤広太郎 前掲書 一二〇、一二一頁
- (13) 村尾次郎 前掲書 四〇四、四〇五頁
- (14) 同 四〇三、四〇四頁
- (15) 同 四〇六頁
- (16) 掌中歴は統群書類第三二輯上雑部(大正一五年)所収
- (17) 和名抄は正宗敦夫校訂『倭名類聚鈔』掌中歴は(16)、町歩下組帳は『大日本租税志』卷三十、明治一〇年は「明治十年全国農産表」、昭和四年は『農林省調査報告』、その他は『大日本土木史』によった。
- (18) 池辺弥「古代郷名集成」(成城文芸一七 昭和三四) 二二頁
- (19) 沢田吾一「奈良時代民政経済の数的研究」(昭和一八年) 一二七頁
- (20) 特定地域の条里面積を算出したものには、服部昌之「那賀川平野の条里」(広島女子短大紀要八昭和三二)、弥永貞三「御野国加毛郡半布里戸籍の故地について」(地方史研究五六・五七 昭和三七) などがある。
- (21) 井上正雄『大阪府全志』卷三四(大正一一)

- (22) 天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』(昭和二三)
- (23) 藤岡謙二郎・谷岡武雄「山城盆地南部の変遷―第一報条里景観―」(日本史研究七 昭和二三)
- (24) 大越勝秋『河内国条里制関係史料』(昭和二八)
- (25) 同①『和泉国条里制関係史料集』(昭和二九) ②『摂津国条里制関係史料集』(昭和三五) その他
- (26) 同『大阪府下の条里制坪名帳』(昭和三五)
- (27) 同「河内の条里制の諸問題(1)〜(5)」(地理学報三〇七 昭和二八〜三二)
- (28) 大阪府『大阪府航空写真図』A一万分ノ一V(昭和三六年) 本図を利用するに当っては、大阪府知事室打越実氏の御協力を得た。御厚意に対し深く感謝する次第である。
- (29) 大阪府地方課『大阪府市町村の沿革』(昭和三六) 及び(二一)
- (30) 丹比郡は丹北・丹南・八上の三郡に分割
- (31) 大阪府統計書(明治一六・明治二二) 総面積は有税地と無税地の合計である。
- (32) 坪単位で算出すると、七、七二一町であった。当時の一町は現在の二町二反に相当するが、旧河内郡の一〇箇の坪について現在面積を調べたところ、平均一町一反四畝の数値を得たので、便宜的に一、一倍して八、四九三町とした。表の合計は各郡の畝以下を切捨たのでこれより幾分少なくなっている。
- (33) 藤岡謙二郎 ①前掲論文(1)の① ②「先史時代の近畿地方とその地域的特質」(『先史地域及び都市域の研究』昭和三〇所収)
- (34) 同「河内国の古代文化地域とその構造」(『都市と交通路の歴史地理学的研究』昭和三六所収)
- (35) 日本書紀 卷十四
- (36) 延喜式卷 二十八
- (37) ①吉田東伍『大日本地名辞書』第一卷(大正十一年版 三三二、三三三頁) ②井上正雄 前掲書 七〇五〜七三六頁
- (38) 井上正雄 前掲書 二七〜三〇頁の開墾地のうち池床、池沼床関係のものを集計した面積。
- (39) 同 前掲書 四〇七、四一一、四一七頁
- (40) 枚方台地とその周辺の低湿地については人文地理学会第四三回例会(昭和三六年九月)において発表した。

- (41) 井上正雄 前掲書 五二一―七〇一頁
- (42) 伏見義夫「大阪平野の発達(一) Ⅲ」(地理教育九―一五 昭和三四)
- (43) 藤岡謙二郎 前掲書(33)
- (44) 大和川付替二百五十年記念顕彰事業委員会「治水の誇星」
- (45) 幡多・三井・伊香の三郷が条里分布地に位置し、佐太・池田・茨田・大窪・高瀬の五郷が低地帯に分布する。佐太郷を旧蹊蛇村とする考えもあるが、ここでは旧庭窪村の佐太を比定する説に従う。
- (46) 内務省『特選神名牒』(大正一四) これによれば低地帯に所在するのは堤根(旧大和田村野口)、津島(旧庭窪村金田)、高瀬(旧三郷村高瀬)の三社であるが、井上正雄氏は細屋神社(旧讃良郡豊野村泰)の旧址は旧門真三番村の字細屋ならんとしている(21)―(22頁)
- (47) 大越勝秋 前掲書(26)
- (48) 大阪市城東区役所茨田出張所保管の茨田地区耕地詳図、小作地調査図を利用した。便宜を図って頂いた支所長及び職員各位に謝意を表する。
- (49) 大東市御領の地籍図は玉置惣治郎氏所蔵のものによった。また大東市全体を検討するに当っては川口房太郎市長と大川五郎助役に便宜を図って頂いた。三氏の御好意に謝意を表する。
- (50) 井上正雄 前掲書 一一二―九頁
- (51) 大越勝秋「大阪市域の条里遺制―条里景観の乏しい都市域の条里研究の事例―(歴史地理学紀要四 昭和三七)
- (52) 「元禄十六年大和川河内国志紀郡字築溜ヨリ末流泉州界浦江江川違図」前掲(44) 所収
- (53) 貝原篤信「諸州めぐり南遊紀行巻之上」(『益軒全集』巻七所収)
- (54) 伏見義夫 前掲論文(42)のⅢ 三四頁
- (55) ①吉田敬市「巨椋池湖岸変遷考」(日本史研究七 昭和二三) ②桑原公徳「南山城の条里と駅路に関する若干の考察」(史想一〇 昭和三四)
- (56) 谷岡武雄「山城盆地南部低湿地における平地の発達」(地理学評論二三―一一 昭和二五)